

介護老人保健施設
(介護予防) 通所リハビリテーション

重要事項説明書

社会医療法人財団聖フランシスコ会
介護老人保健施設マリア・ヴィラ
(介護保険指定番号 2854080047)

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号、第80号）」に基づき、（介護予防）通所リハビリテーション契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

（介護保険証の確認）

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

（事業の目的）

（介護予防）通所リハビリテーションは、（要支援）要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

（運営方針）

- 1 介護老人保健施設マリア・ヴィラ（以下「当事業所」という。）は、キリストの精神に基づいた惜しみない親切と真心からの愛を持って、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の維持回復を図り、利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当事業所では利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所では、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当事業所では、人間の尊厳を大切にします。
- 6 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

（事業者）

事業者名	社会医療法人財団聖フランシスコ会
代表者名	理事長 古川正子
設立年月日	昭和25年2月2日
所在地	兵庫県姫路市仁豊野650番地 Tel 079-265-5111 Fax 079-265-5001
ホームページ	http://www.himemaria.or.jp

(事業所)

事業所名 介護老人保健施設 マリア・ヴィラ
介護保険指定番号 2854080047
管理者名 金廣 有彦
開設年月日 平成4年2月29日
所在地 兵庫県姫路市仁豊野 650 番地
Tel 079-265-5131 FAX 079-265-5003
ホームページ <http://www.himemaria.or.jp/mariavilla/>

(従業者)

(介護予防) 通所リハビリテーションの職員体制は以下のとおりです。

管理者1人、施設常勤専任医師1人、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士1人以上、
看護師、准看護師1人以上、介護職員4人以上、施設管理栄養士1人以上

職務内容については、以下のとおりです。

管理者 当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
医師 利用者の病状および心身の状況に応じた日常的な医学的対応を行います。
看護職員 医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
介護職員 利用者の(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
理学療法士 診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、医師や看護師等と共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、(介護予防) 通所リハビリテーション計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。サークル活動プログラムの作成および行事の企画と実施、ボランティアコーディネート(行事)、機関誌の企画および発行を行います。
支援相談員 利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者担当ケアマネジャーと連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
管理栄養士 利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント管理、食事指導等の栄養状態の管理を行います。
その他 利用料請求事務・管理、介護サービス費の相談・説明、施設総合案内・連絡書類等の作成、施設設備の保守管理、車両管理、資材・備品類の購入その他については施設事務員が行います。

(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりです。

営業日： 毎週月曜日～土曜日まで

ただし、国民の祝日、8月15日、12月25日、12月31～1月3日は休みます。

営業時間： 8:00～16:30 (サービス提供時間：9:00～15:15)

(定員)

通所定員40名(この定員には、介護予防通所リハビリテーションご利用の方が含まれます。)

(介護予防) 通所リハビリテーションの内容)

- 1 (介護予防) 通所リハビリテーションは、要介護、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画書(介護予防サービス・支援計画書)に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防) 通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
- 2 当事業所の(介護予防) 通所リハビリテーションの介護給付算定に係る加算等は以下のとおりです。

介護	予防	共通
短期集中個別リハビリテーション加算		口腔機能向上加算Ⅱ
リハビリテーションマネジメント加算 (6ヶ月以内/6ヶ月以上)		口腔・栄養スクリーニング加算 Ⅰ・Ⅱ
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)		生活行為向上リハビリテーション 実施加算
移行支援加算		サービス提供体制強化加算Ⅰ
重度療養管理加算		科学的介護推進体制加算
		退院時共同指導加算
		介護職員処遇改善加算Ⅰ

(利用料金)

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用料金は、保険給付の自己負担額と利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額(食費、日用品費、教養娯楽費、オムツ代等)の合計額となります。別に定めた利用者負担説明書に料金を掲載していますのでご確認の上お支払いください。

(お支払いの方法)

- ① 現金…1F 窓口でお支払いください。
- ② 口座振替…1F 窓口にお申し出ください。お申込用紙をお渡ししてご説明します。
- ③ クレジットカード…VISA、MasterCard、JCB、Nicos、UFJCard をご使用いただけます。

(受付窓口)

受付(事務所)のご利用時間: 8:00 ~ 16:30 まで

日祝祭日、8月15日、12月25日、12月31日~1月3日は休みになります。

(事業の送迎実施地域)

通常事業の送迎実施地域は姫路市広峰、城北、野里、水上、増位、砥堀、豊富、山田、船津(小学校々区)および香寺町です。なお、通常事業の送迎実施地域外での交通費は、加算料金が必要になります。

(利用サービスの予約取り消し)

利用サービスの予約を取り消す場合は利用予定日の前日までに当事業所にご連絡下さい。

予約取り消し時のキャンセル料は徴収しません。

(日課および行事)

通所利用中の1日の流れは別紙のとおりです。

(契約の期間)

この契約の契約期間は契約締結の日から効力を有します。 扶養者に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

(利用者からの解除)

利用者および扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、契約に基づく(介護予防)通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および扶養者は、速やかに当事業所及び利用者のサービス計画作成者に連絡するものとします。

(事業所からの解除)

当事業所は、利用者および扶養者に対し、次に掲げる場合には、契約に基づく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ② 利用者の介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者および扶養者が、契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも拘らず、10日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者または扶養者が、当事業所、当事業所の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(事業所の利用にあたっての留意事項)

(介護予防)通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項は以下のとおりとします。

- ・サービス利用中の食事は特段の事情がない限り、当事業所の提供する食事をお召し上がりいただくこととします。食費は利用料として規定されるものですが、同時に、(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理・決定できる権限を委任頂くこととします。
- ・金銭・貴重品の管理は各個人で行って下さい。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・宗教の勧誘活動は禁止します。
- ・特定の政治活動は禁止します。
- ・喧嘩、口論等他人に迷惑をかけることは禁止します。

- ・事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害することは禁止します。
- ・利用者や職員のプライバシー及び事業所内における個人情報保護のため、事業所内において無断で撮影や録音すること、ブログ等に投稿することはご遠慮ください。

(相談窓口)

相談窓口 支援相談員 柴原 茜 (相談時間等は受付窓口と同じです。)

相談の方法 面談・電話・文書をご利用下さい。

(担当者の変更等)

担当者の変更について希望のある場合は支援相談員(小林弘典)にお申し出下さい。ご相談内容を検討の上、対処致します。

(要望および苦情の相談)

当事業所の提供する(介護予防)通所リハビリテーションに対する要望および苦情の相談等については、担当支援相談員または以下の窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付窓口

小林弘典(支援相談員)

受付時間 平日 8:00 ~ 16:30 (月~金)

利用方法 電話 079-265-5131 FAX 079-265-5003

ご来館 マリア・ヴィラ 1F 受付

ご意見箱 マリア・ヴィラ 1F 受付カウンターに「ご意見箱」と専用紙を備え付けておりますのでご記入後投函することが出来ます。

e-mail villa@himemaria.or.jp

(2) 行政期間その他苦情受付機関

姫路市介護保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 電話番号 079-221-2445~2449 受付時間 平日午前8:35~午後5:20
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 平日午前8:45~午後5:15
全国老人保健施設協会 兵庫県支部 事務局	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 電話番号 078-265-6933 受付時間 平日午前9:00~午後5:00

(非常災害対策)

当事業所の非常災害対策は以下のとおりです。

- (1) 防火管理者・・・1名
- (2) 火元責任者・・・2名配置
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回
- ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当事業所は、(6)に規定する訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を務めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画書の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(身体拘束等)

- 1 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、最低限度の期間に限定し、利用者と家族に具体的に説明をして、事業所が提供するケアの必要性とその内容について同意を得てから行います。またその際は身体拘束が必要な理由および行った期間をサービス提供記録に明示するとともに身体拘束の解除を行う為の改善策を検討します。
- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討するチーム会（身体拘束予防チーム会）を月1回開催するとともに、その結果について介護職員その他職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、身体拘束予防チーム会を1回/月開催し、職員研修を2回/年以上実施します。また、虐待防止のための指針を整備します。

- 1 虐待の防止に関する責任者は施設長とする。
- 2 虐待の防止について、ご質問や疑問に思われること、ご相談等ございましたら本重要事項説明書に記載しております苦情受付窓口へご連絡ください。

(褥瘡対策)

当事業所は利用者に対し、褥瘡が発生しないよう褥瘡対策マニュアルに沿って適切な介護に努めます。

(緊急時の対応)

- 1 当事業所は利用者に対し、施設常勤専任医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項の他、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者および扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合は、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設常勤専任医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項の他、当事業所は利用者の家族等利用者または扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(利用者の希望による他科受診について)

介護保険法令および介護老人保健施設規定により、(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供中に、利用者および保証者の希望による協力病院および他の病院への受診・投薬・検査等は自由に行っていただくことが出来ません。やむを得ず受診を希望される場合は、必ず事前に事業所職員までご相談、ご連絡下さい。

(協力医療機関)

当施設の協力医療機関は以下のとおりです。

協力医療機関(併設型)

名 称 姫路聖マリア病院

住 所 姫路市仁豊野 650 番地 Tel 079-265-5111

協力歯科医療機関(併設型)

名 称 つだ歯科

住 所 姫路市飾磨区英賀清水町 1 丁目 25 番地 Tel 079-287-9900

(記録の保管)

サービス提供の記録については利用終了後5年間保管します。

本人及び家族(利用者の代理人を含む)からの記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付希望がある場合はこれに対処します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 1 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等の個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取扱います。又正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所(指定介護予防支援事業者)等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - (5) 生命・身体の保護の為必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

（個別計画の提出）

居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業者）から（介護予防）通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めます。

（損害賠償）

- 1 （介護予防）通所リハビリテーションの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者および扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（成年後見制度について）

当事業所では成年後見制度の利用を支援します。

（重要事項の変更）

この重要事項説明書に変更が生じた際には、当事業所は利用者に対して、書類を交付し、口頭でご説明し利用者の同意を確認します。